

当JAの「経営者保証に関するガイドライン」にかかる具体的な取り組み

1. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進について

法人個人の一体性の解消等が図られている、あるいは、解消等を図ろうとしている農業者等から資金調達の要請を受けた場合には、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、お客様への十分なお説明と保証の必要性の検討を行い、お客様のご意向も踏まえた上で、経営者保証を求めない融資の取り組みに努めます。

2. 経営者保証の契約時の対応について

(1) 農業者等との間で保証契約を締結する場合には、主たる債務者と保証人に対し、特に以下の点を踏まえ保証契約の必要性等を具体的かつ丁寧にご説明いたします。

- ① 法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されていること。
- ② 法人と経営者との間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えないこと。
- ③ 法人から適時適切な財務情報等が提供されていること。
- ④ 法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得ること。または、経営者等から十分な物的担保の提供があること。

上記要件に該当せず、経営者保証を求める場合にも、

- ① どの部分が十分でないために保証契約が必要になるのか。
- ② どのような改善を図れば保証契約の変更、解除の可能性があるのか。

を具体的かつ丁寧にご説明いたします。

(2) 保証金額の設定については、農業法人等の各ライフステージにおける取組意欲を阻害しないよう、形式的に保証金額を融資額と同額とはせず、保証人の資産及び収入の状況、融資額、主たる債務者の信用状況、物的担保等の設定状況、主たる債務者及び保証人の適時適切な情報開示姿勢等を総合的に勘案して設定します。

3. 既存の保証契約の適切な見直しについて

(1) 農業者等から既存の保証契約の解除等または変更等の申し入れを受けた場合には、改めて経営者保証の必要性等を検討するとともに、その検討結果について主たる債務者および保証人に対し、丁寧かつ具体的な説明を行います。

(2) 事業承継が行われた時、前経営者が負担する保証債務について、後継者に当然に引き継がせるのではなく、その必要性を改めて検討いたします。

4. 経営者保証を履行する時の対応について

経営者保証における保証債務を履行する場合には、原則として一律に保証金額全額に対して行うものではなく、履行時の保証人の資産状況等を総合的に勘案したうえで適切な履行範囲を決定します。

以上